

広島県水道広域連合企業団管理規程第41号

広島県水道広域連合企業団債権取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団債権取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、広島県水道広域連合企業団債権管理条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(台帳の記載事項)

第3条 条例第5条の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 債権の区分及び金額
- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(督促)

第4条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後30日以内に行うものとする。

2 督促の履行期限は、これを発する日から起算して10日を経過した日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、その翌日）以内とする。

3 前2項の規定により難い特別の理由がある場合は、この限りでない。

(延滞金及び遅延損害金)

第5条 条例第7条第5項ただし書に規定する企業長が特に必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 債務者が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けた場合で、履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 債務者又は当該債務者と生計を一にする者が、疾病にかかり、負傷し、又は死亡したため、多額の経費を要した場合で、履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (3) 債務者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けた場合、又はこれに準ずる状態であると認められる場合
- (4) 債務者が、失業等により著しく収入が減少した場合で、履行しなかったことにつ

いてやむを得ない事由があると認められるとき。

(5) 債務者が、事業につき著しい財産の損失を受けた場合で、履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(6) その他企業長が必要と認めるとき。

(滞納処分に関する事務の委任等)

第6条 企業長は、強制徴収公債権の滞納処分に関する事務を、企業団職員のうちから企業長が指定する職員（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員は、滞納処分又は滞納処分に関する調査を行う場合は、企業長が別に定める様式による徴収職員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(履行延期の特約等)

第7条 条例第14条の履行期限を延長する特約又は処分は、5年（同条第1項第1号又は第5号に該当する場合には、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めるものとする。

2 前項の特約又は処分をする場合には、担保を提供させ、利息を付するなど必要な条件を付さなければならない。ただし、企業長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(徴収停止後放棄するまでの期間)

第8条 条例第16条第4号の相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日までに、三原市債権管理条例施行規則（平成30年三原市規則第12号）、府中市債権管理条例施行規則（平成30年府中市規則第15号）、三次市債権管理条例施行規則（平成27年三次市規則第48号）、庄原市債権管理条例施行規則（平成26年庄原市規則第14号）、東広島市債権管理条例施行規則（平成27年東広島市規則第119号）、廿日市市債権管理条例施行規則（平成30年廿日市市規則第4号）、安芸高田市の私債権の管理に関する条例施行規則（平成24年安芸高田市規則第30号）、江田島市債権管理規則（平成16年江田島市規則49号）又は北広島町債権管理条例施行規則（平成26年北広島町条例第17号）の規程によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日以後も、なおその効力を有する。